



平成 28 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 松 竹 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 迫 本 淳 一
(コード番号：9601 東証、大証各第 1 部、札幌、福岡)
問 合 せ 先 取 締 役 関 根 康
(TEL 03-5550-1534)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 24 日開催予定の第 150 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条および第 37 条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 28 条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 27 条 (条文省略)	第 1 条～第 27 条 (現行通り)
第 28 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、 <u>社外取締役との間で</u> 、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。	第 28 条 (<u>取締役との責任限定契約</u>) 当社は、 <u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

現行定款	変更案
<p>第 29 条～第 36 条（条文省略）</p> <p>第 37 条（<u>社外監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 38 条～第 45 条（条文省略）</p>	<p>第 29 条～第 36 条（現行通り）</p> <p>第 37 条（<u>監査役</u>との責任限定契約）</p> <p>当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 38 条～第 45 条（現行通り）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 28 年 5 月 24 日（火曜日）

定款変更効力発生予定日

平成 28 年 5 月 24 日（火曜日）

以上